

「わがまち再発見！」 シリーズ 文化財の紹介

対馬藩宗家の格式



第三代対馬藩主義真公は、大規模な土木工事と思いついた人材育成や文化振興などで対馬藩の隆盛を図り、対馬中興の英主とも呼ばれ、天龍院時代という一時代をつくりあげた名君であります。同時に宗家の格式を上げるについても、いろいろと苦心していたことが見受けられます。

たとえば、宗家の格式は、元禄年間に「二万石」から「十萬石以上の格」となっていることはこれまで知られていることとあります。その表向きの理由として、朝鮮貿易の収益が見込まれたためとか、領地のかわりに貿易利潤を肩代わりしたとかの史実が云われていますが、実際はそれだけではないようです。この時代に

は、民間の出版物である『武鑑』という各藩の格式等を紹介し、幕府や各大名に密かに注目されている刊行物が存在しています。義真は、この『武鑑』がもたらす効果、影響力を認識したうえで、自ら意図的に宗家の格式を「二万石」から「十萬石以上格」に書き替えさせているようです。朝鮮外交の功労や貿易での貢献が、直接的に幕府から認められた結果ではないという事実が、このたびの九州国立博物館・古賀直美氏の調査研究で明らかになっています。さらに、宗家の家紋の一つである『五七桐紋』についても同じようなことがあります。幕府が編纂した『寛政重修家譜』や『宗氏紋解』その他の資料により、宗家公式の家紋は六種類使用されていて、中でも近世に常用されたのが、現在馴染みの『五七桐紋』であります。

『宗氏家譜略』には、秀吉の命による朝鮮交渉の功により、羽柴姓とともに「五三桐」を賜ったことが記されていますが、それが義真治世の晩年には、当時の幕府の儀式、典礼を司った高家衆・畠山氏の仲介を得て、いつのまにか、「五三桐」より格式があると思われる『五七桐』に改変され、特別に問題もなく常用されて来ているようです。(上記調査研

対馬市教育委員会 文化財課

0920(54)2341

究による)これもまた宗家が意図的に先例づくりをし、周囲を認めさせているような思いがしなくてもありません。

このように義真という人は、石高・家紋に至るまで、朝鮮との交易を任された宗家の格上げと対面づくりに、並々ならぬ心配りをしてることが伺え、藩政時代の対馬藩が置かれた立場を一層興味深くさせてくれます。

お済みですか?

住宅用火災警報器の設置



火災による逃げ遅れを防ぐため、住宅防火対策として住宅用火災警報器の設置が、対馬市火災予防条例により6月1日(新築住宅は既に義務化)から義務づけられています。

皆さんの生命と財産を守るため、早めの設置をお願いします。住宅用火災警報器は、電気用品店、ホームセンターで購入することが出来ます。設置後は、設置シールを貼りましょう。なお、シールは最寄りの販売店及び消防署(出張所)にあります。

【問い合わせ先】

対馬市消防本部

0920(52)0119



対馬市立幼稚園、小・中学校建物の耐震化状況の公表について

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律により対馬市立幼稚園、小・中学校建物の耐震化状況を、公表することが義務付けられています。

対馬市教育委員会では、下記の場所及び対馬市ホームページで、情報を公表しています。

- 【公表場所】
- |                          |          |              |
|--------------------------|----------|--------------|
| 1. 対馬市交流センター(4階).....    | 南地区教育事務所 | 0920(52)8855 |
| 2. 峰地区公民館内.....          | 中地区教育事務所 | 0920(83)0581 |
| 3. 上対馬地域活性化センター(2階)..... | 教育委員会総務課 | 0920(86)3211 |

【対馬市ホームページ】 <http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/index.php>

【問い合わせ先】 対馬市教育委員会 総務課 0920(86)3211